

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなのという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道砂川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道砂川市及びその周辺地域の子どもや若者、およびその家族が安心して過ごせる居場所や機会をつくり、地域住民とともに、多様性を認め支えあえる環境や文化を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 誰もが安心できる居場所づくり事業
- (2) 子ども若者、および大人のつながりや学びを育む機会創出や情報発信事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、運営に協力するために入会した個人及び団体
- (2) サポート会員 この会の目的に賛同し、活動をサポートするために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この会の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事はそのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその

旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招

集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は防げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任及び職務

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、対面又はオンラインで開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に対面又はオンラインで開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 運営会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、運営会員全員が書面又は電子メールにより同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 役員の報酬
- (5) 会員の除名
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 望月 亜希子
副代表理事 宮坂 舞花
理事 岩崎 千恵
監事 米澤 一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 0円
(2) 会費
運営会員（学生） 1,000円（年額）
運営会員（一般） 3,000円（年額）
サポート会員（個人） 1口 2,000円（年額）
サポート会員（団体） 1口 10,000円（年額）
ボランティア会員 0円（年額）

役員名簿

特定非営利活動法人みんなの

役職名	氏名	住所又は居住	報酬の有無
代表理事	望月 亜希子		有
副代表理事	宮坂 舞花		無
理事	岩崎 千恵		無
監事	米澤 一		無

設立趣旨書

1 趣 旨

文部科学省による「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小・中学校における不登校児童生徒数は約30万人、高等学校における不登校生徒数は約6万人、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は、小学校で1.7%、中学校で6.0%、高等学校で2.0%と、どの人数も過去最多を更新しています。さらには全国で411人の児童生徒が自ら命を断ってしまっています。

私たちの住む砂川市でも、特に中学校で一気に不登校の生徒が増加し、適応指導教室や教育支援センターもないため、家族で困窮しているケースも多々見受けられます。このように、多くの子どもやその家族が生きづらさを抱える現状は、異常事態であると強い危機感を感じています。

そこで私たちは、午前中は不登校支援として無料のフリースクール、放課後は10代の誰でも余暇の時間を過ごすことができる居場所づくりを開始しました。信頼できる先輩や大人と触れ合い、様々なイベントなども通して、子どもや若者たちの自己肯定感の土台を育むことを目指します。また、時間帯を分け、同じ課題を抱えた家族や地域住民の居場所としても機能することで、地域全体に安心やつながりを広げていきます。

それらの活動によって、年齢、性別や特性、それぞれの背景に関わらず、多様性を認め合える地域の文化や風土を醸成し、大人も子どもも幸せに暮らせる地域社会を創造していきます。

そのためには、さまざまな機関とも連携しながら地域の信頼を得て、幅広い地域住民に参画してもらえる活動を展開できるように、社会的に認められる公的な組織にしていくことが必要であることから、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考え申請させていただきました。

2 申請に至るまでの経過

2021年12月13日 任意団体「みんなのすながわプロジェクト 子どもサポーター部会」発足

2022年4月7日 放課後の子どもの居場所「みんなの秘密基地」オープン（砂川市弘法寺にて）

2022年8月23日 水曜日の午前中も開設開始（不登校支援のため）

2022年度の実績 体験会、キャンプ、お祭り、映画上映会、視察報告会、体験旅行など
各種イベント11件、のべ参加人数1435人

2023年6月1日 旧SHIRO砂川本店へ移転オープン。平日毎日午前午後開催。

2023年7月26日 長期休みの昼食をみんなで作って食べる「みんなのごはん」スタート

2023年9月1日 特定非営利活動法人設立準備開始

2023年12月までの実績 大学見学、移転記念トークイベント、体験会、保護者お茶会など
各種イベント14件、参加人数のべ1008人

2024年4月15日 設立総会開催

2024年4月15日

特定非営利活動法人 みんなの
設立代表者 北海道砂川市豊沼町46番地3
望月 亜希子

2024年度事業計画書

法人成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人みんなの

1 事業実施の方針

設立初年度は、これまで任意団体として活動してきた居場所づくり事業を通して、不登校などの困り感がある子どもやその家族を中心に支援していくことに加え、大人も含めた地域住民のつながりや学びの機会を創出していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
誰もが安心できる居場所づくり事業	砂川市の活動拠点にて、時間帯や日によって対象を変えながら、子ども若者や大人的の誰もが安心して過ごせる居場所づくりを行う。	通年	北海道 砂川市	4名	北海道砂川市近郊の子ども若者とその家族や地域住民 100名	4134
子ども若者、および大人のつながりや学びを育む機会創出や情報発信事業	居場所の活動やイベントを通して、新しい出会いやつながり、学び合う機会を作り、広く情報発信も行う。	通年	北海道 砂川市や その近郊	7名	北海道砂川市近郊の子ども若者とその家族や地域住民 300名	4274
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は実施予定なし。					

2025年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人みんなの

1 事業実施の方針

設立2年目は、子ども若者を中心とした事業であることは変わらないが、大人も含め地域全体で、主客融合や主客交代の視点を持ちながら、みんなで居場所やつながりづくりをしていくことを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
誰もが安心できる居場所 づくり事業	砂川市の活動拠点にて、時間帯や日によって対象を変えながら、子ども若者や大人の誰もが安心して過ごせる居場所づくりを行う。	通年	北海道 砂川市	4名	北海道砂川市 近郊の子ども 若者とその家 族や地域住民 100名	4434
子ども若者、および大人の つながりや学びを育む機 会創出や情報発信事業	居場所の活動やイベントを 通して、新しい出会いやつな がり、学び合う機会を作り、 広く情報発信も行う。	通年	北海道 砂川市や その近郊	7名	北海道砂川市 近郊の子ども 若者とその家 族や地域住民 300名	4574
その他この法人の目的を 達成するために必要な事 業	本年度は実施予定なし。					

2024年度 活動予算書
法人成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人みんなの
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
運営会員受取会費	30,000	
サポート会員受取会費	50,000	80,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,068,000	1,068,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	7,000,000	7,000,000
4. 事業収益		
(1) 誰もが安心できる居場所づくり事業収益	0	
(2) 子ども若者、および大人のつながりや学びを育む機会創出や情報発信事業	500,000	
(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	0	500,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		8,648,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	2,400,000	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	2,400,000	
(2) その他経費		
業務委託費	2,580,000	
広告宣伝費	166,000	
印刷製本費	120,000	
消耗品費	510,000	
旅費交通費	396,000	
新聞図書費	120,000	
謝謝礼金	100,000	
支払手数料	36,000	
研修費	90,000	
通信運搬費	44,000	
会議費	200,000	
地代家賃	670,000	
水道光熱費	936,000	
保険料	40,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	6,008,000	
事業費計		8,408,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		8,408,000
当期経常増減額		240,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		240,000
設立時正味財産額		240,000
次期繰越正味財産額		0
		240,000

2025年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人みんなの
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
運営会員受取会費	30,000	
サポート会員受取会費	50,000	80,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	3,668,000	3,668,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	5,000,000	5,000,000
4. 事業収益		
(1)誰もが安心できる居場所づくり事業収益	0	
(2)子ども若者、および大人のつながりや学びを育む機会創出や情報発信事業	500,000	
(3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	0	500,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		9,248,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	2,400,000	
給料手当	600,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	3,000,000	
(2) その他経費		
業務委託費	2,580,000	
広告宣伝費	166,000	
印刷製本費	120,000	
消耗品費	510,000	
旅費交通費	396,000	
新聞図書費	120,000	
諸謝礼金	100,000	
支払手数料	36,000	
研修費	90,000	
通信運搬費	44,000	
会議費	200,000	
地代家賃	670,000	
水道光熱費	936,000	
保険料	40,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	6,008,000	
事業費計		9,008,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		9,008,000
当期経常増減額		240,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		240,000
前期繰越正味財産額		240,000
次期繰越正味財産額		480,000